令和７年 12 月 25 日
水　　産　　庁

「平成 26 年農林水産省告示第 867 号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第 57 条の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集」の結果について

平成 26 年農林水産省告示第 867 号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第 57 条の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集について、令和７年 11 月６日から 12 月５日までの間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、別添のとおり改正案について２個人から２件の御意見が寄せられましたところ、貴重な御意見として承りましたので、お知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先
水産庁資源管理部国際課
03－3502－8111（内線 6743）

（別紙）

項番	パブリックコメントにおける御意見
1.	令和 26 年農林水産省告示第 867 号の一部改正に関する告示案について、以下の通り意見を提出いたします。 本改正は、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）および全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）の決議を受け、インド洋協定海域および太平洋海域におけるシャークライン（浮玉または浮縄に接続された枝縄）の使用を全面的に禁止するものと理解しております。資源保護の観点から、サメ類の乱獲を防止するための措置であり、国際的な合意に基づく制度改正であることは承知しております。 しかしながら、現場の漁業者の声に耳を傾けると、今回の改正は「しぶしぶ受け入れるしかない」という複雑な思いを抱かせる内容でもあります。漁具の変更は操業効率や漁獲構成に影響を及ぼし、特に小規模な漁業者にとっては経済的・技術的な負担が大きくなります。まじめに漁業を営んできた方々が、制度改正によって不利益を被る構造が生まれてしまうことは、制度の本来の趣旨に反するものではないでしょうか。 また、インド洋におけるメバチマグロの漁獲枠配分についても、強い違和感を覚えます。日本の漁獲枠は 2026 年？2028 年で 4,237 トンとされており、台湾（13,211 トン）や EU（19,562 トン）と比べて著しく少ない状況です。日本はインド洋での操業規模が控えめであることは理解しますが、資源管理に誠実に取り組んできた国が、過去の漁獲実績だけを基準に不利な枠を与えられる構造は、制度の公平性と倫理性を損なうものです。違反歴のある国が高い漁獲枠を維持している現状は、まじめに守ってきた漁業者にとって納得しがたいものです。 資源管理とは、過去にどれだけ獲ったかではなく、これからどれだけ守れるか、世界にどう貢献できるかを基準にすべきです。日本は、IOTC や WCPFC の決議を誠実に国内制度へ反映し、漁具規制や漁獲報告を着実に実施してきた国です。その姿勢は、国際社会において模範的なものであり、まじめに守る者が報われる制度設計こそが、資源管理の信頼性を支えるものだと考えます。 違反国に対する監視体制の強化も不可欠です。衛星監視技術（VMS・AIS）と違反船のブラックリスト制度を連携させることで、違反船の動きをリアルタイムで把握し、入港・水揚げ・燃料補給の拒否などの迅速な対応が可能となります。また、違反履歴に応じた「信頼スコア」制度の導入や、是正勧告と期限付き改善義務の明確化など、段階的かつ透明な対応が求められます。日本としても、水産流通適正化法の対象魚種拡大や輸入時の証明義務強化を通じて、IUU 漁業由来の水産物の排除に取り組むべきです。 最後に、制度は厳格であることだけが目的ではありません。資源が危機的状況にあるときには厳しく、状況が改善されたときには柔軟に見直すことも、持続可能な漁業管理の一環です。今回の改正が、漁業者の声を丁寧に拾いながら、誠実な国際貢献と国内の漁業文化の尊重を両立させるものであることを強く願います。 日本は、よくやっています。だからこそ、制度の中でもっと評価されるべきです。 以上

2.	漁獲網の規制強化ということで喜ばしいです。 日本では 未だに破壊的な底引き網が許可されているので、それも規制して頂きたいです。 また、ヨーロッパで行われている様な ゴーストネットの回収、網にかかったプラスチックごみの回収義務化と、それに対する報酬も 制度化して頂きたいです。 漁業に関しては、日本は あまりにも やりたい放題過ぎます。 海を守りたい漁師も居ます。